別添資料①

Ⅰ. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応においては各専門医が事情に応じて以下の 2 つ(I-1 又は I-2)の方法のいずれかを選択することができる。

I-1. 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合：活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められる。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできない。休止期間に上限はないが、2 年を超えて延長を希望する場合には 3 年目から 1 年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受ける。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要である。その後、専門医としての活動が再開できる。活動休止期間を除く前後の合計 5 年間に規定の 50 単位を取得して次の専門医資格を更新する。

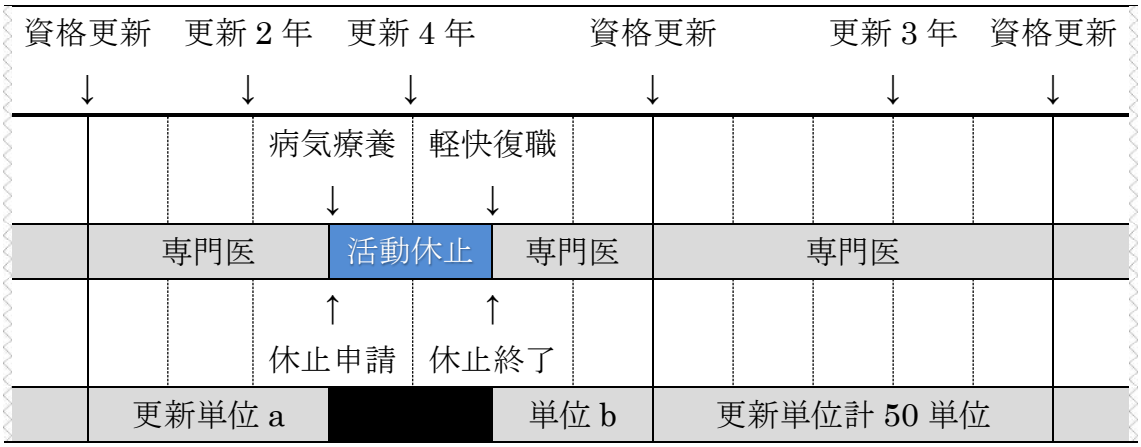

更新単位 a+b=50 単位

I-2. 専門医としての診療活動を定期的にできないが自己学習などが継続できる場合：専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことができないが、専門医共通講習、領域別講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合、次回更新時に領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会に理由書を提出し、承認が得られれば、e-learning などにて領域の定める診療実績の不足分を補うことができる。なお、詳細に関しては現在検討中である。

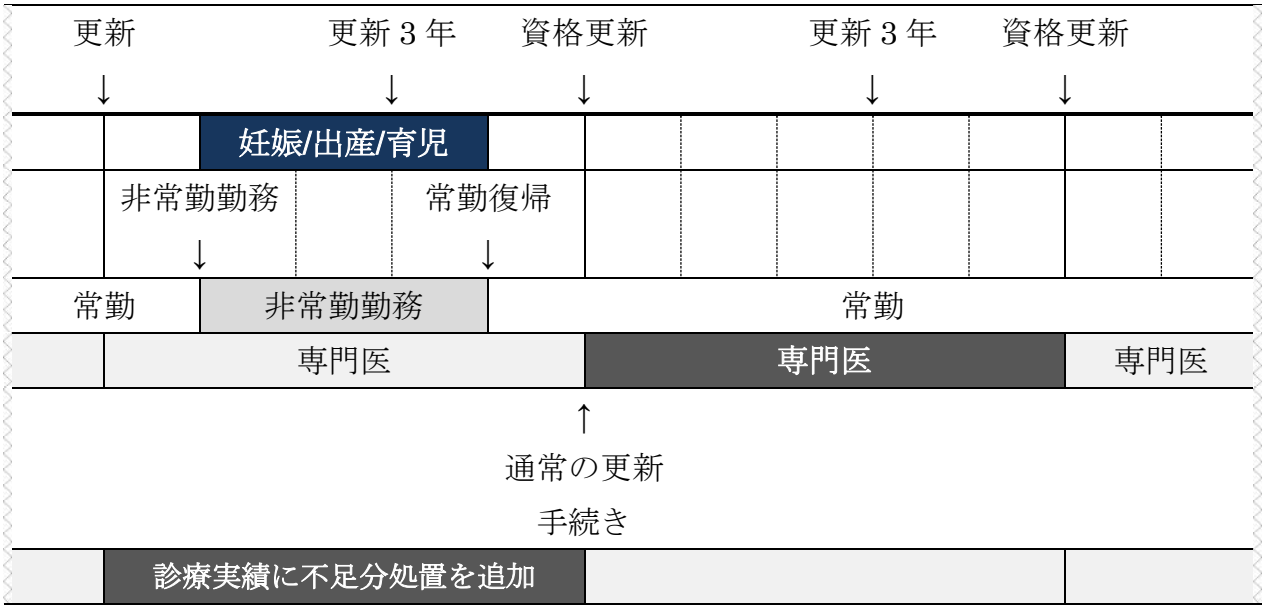

II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。
何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記委員会に理由書を提出し、審査を受けなければならない。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後 1 年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができる。（失効後復活までの期間は専門医ではない。）
過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、上記委員会で認められた場合は、5 年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。

III. 下記の場合は領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができる。
公序良俗に反する場合
正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

別添資料②

連続して 3 回以上資格更新を行った専門医への対応について

当該領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にいかす目的で専門医（学会認定専門医を含める）が連続して 3 回更新されている場合、4 回目の更新から i) 診療実績の証明を免除し、その単位を iii)領域別講習等で補う（合計 50 単位は不変）方法を選択することができる。